

中国ビジネスで知っておきたい

紛争解決手段としての仲裁実務

～紛争解決手段としての訴訟と仲裁の比較、日中間ビジネス契約における仲裁の重要性…等、中国での紛争解決の基本と具体的なケースを踏まえて徹底解説～

◆開催要領◆

●日 時● 2017年 3月 1日(水) 13:30～17:00

●会 場● 「企業研究会セミナールーム」(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

森・濱田松本法律事務所 中国弁護士 孫彦氏

〔講師略歴〕2006年北京大學大学院卒業、2013年～2014年ワシントン大学ロースクール客員研究員。2004年以降、中国の大手渉外法律事務所を経て、2008年 森・濱田松本法律事務所入所、M&A、外商投資企業の破産・清算、不動産、コーポレートガバナンス等、企業法務全般を取り扱っている。2007年から独立行政法人中小企業基盤整備機構国際化支援アドバイザー/海外販路開拓支援アドバイザー。主な著書・論文:「中国ビジネス法務の基本がよ～くわかる本(第2版)」(秀和システム、2012年3月15日、共著)、法務雑誌「国際商事法務」、「NBL」等に中国における企業再編や紛争解決等に関する数多くの論文を発表している。

◆ご参加頂きたい方◆

法務部門もしくは国際部門等に所属され、中国ビジネスの紛争解決の実務についてご関心のある方

●受講料 ●1名(税込み、資料代含む)

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

正会員	32,400円(本体価格30,000円)
一般	35,640円(本体価格33,000円)

申込書 FAX:03-5215-0951

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。以下の当会ホームページからお申し込みいただけます。
http://www.bri.or.jp

着信確認のご連絡後、受講票・請求書をお送りします。

*よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認いただけます。〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕

*お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

(担当) 鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp

TEL:03-5215-3550 FAX:03-5215-0951

東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

161785-0303	2017.03.01 中国ビジネスで知っておきたい 紛争解決手段としての仲裁実務		
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。
※申込書をご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

3月1日
(水)

13:30

途 中
休憩タイム
あ り

17:00

【開催にあたって】

近時の日中間の政治・経済は、不安定な情勢にあり、中国でビジネスを行う日本企業が、中国企業との国境を跨ぐ紛争や、中国進出後に中国企業との中国国内での紛争に巻き込まれるケースが増えています。このため、中国ビジネスを行っている多くの日本企業にとって、中国ビジネスでの紛争解決に用いられる仲裁を知ることは、極めて重要となっています。そこで、本セミナーでは、中国での紛争解決の基本を踏まえて、よく質問をうける実務問題を中心に、具体的な事例を交えて分かり易く解説致します。

1. なぜ仲裁なのか

- (1) 紛争解決手段としての訴訟と仲裁の比較
- (2) 日中間ビジネス契約における仲裁の重要性
- (3) 中国での仲裁の利用法
- (4) 日中間ビジネス契約における仲裁条項

2. 基本的な仲裁手続の流れ

- (1) 仲裁手続の流れと仲裁費用
- (2) 管轄異議
- (3) 仲裁人の選任
- (4) 保全措置
- (5) 仲裁の時効

3. 中国における仲裁判断の承認・執行

- (1) 外国仲裁判断と国内仲裁判断との違い
- (2) 仲裁判断の承認・執行の要件
- (3) ケーススタディ

4. 中国における責任財産の調査方法

- (1) 当事者の自力による調査
- (2) 人民法院による調査
- (3) ケーススタディ